

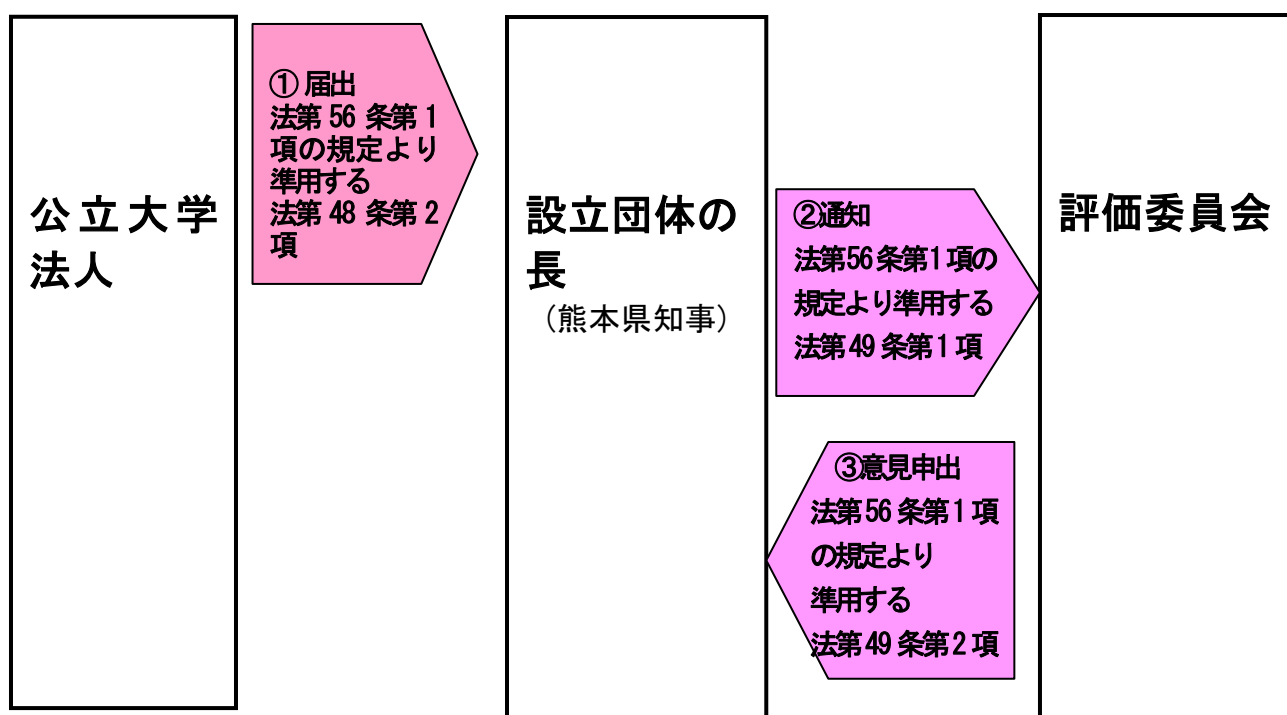
役員報酬等の支給基準に係る意見聴取について

1 趣 旨

平成 31 年（2019 年）1 月 4 日に公立大学法人熊本県立大学理事長から、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 56 条第 1 項の規定により準用する法第 48 条第 2 項の規定により役員報酬の基準の変更について、設立団体の長である熊本県知事に対して届出がありました。

評価委員会は、法第 56 条第 1 項の規定により準用する法第 49 条第 1 項の規定により知事から「役員報酬等の支給基準」の通知を受け、同条第 2 項の規定により第三者機関として客観的及び専門的見地から役員報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかを精査し、設立団体の長に対し意見を申し出ることができます。

2 手続に係るイメージ図



3 変更の概要について

基準の名称：公立大学法人熊本県立大学役員の給与に関する規則

① 変更内容

熊本県、国の改定に準じ、以下の改定を行った。

ア 平成 30 年（2018 年）12 月の期末手当の支給割合を 1.725 月分から 1.775 月分とする。

イ 令和元年（2019 年）6 月以降の期末手当の支給割合を 6 月については 1.575 月分から 1.675 月分、12 月については 1.725 月分から 1.675 月分とする。

② 施行日

3①アについては平成 30 年（2018 年）12 月 1 日、3①イについては平成 31 年（2019 年）4 月 1 日とする。

<参考>

	改定前		平成 30 年度（2018 年度）改定		平成 31 年度（2019 年度）改定	
	6 月期	12 月期	6 月期	12 月期	6 月期	12 月期
期末手当	1.575	1.725	1.575	<u>1.775</u>	<u>1.675</u>	<u>1.675</u>
合計	3.3		<u>3.35</u>		3.35	

県情文第338号

平成31年(2019年)1月18日

熊本県公立大学法人評価委員会

委員長 小野 友道 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役員の報酬及び職員の給与の変更基準に係る届出について(通知)

このことについて、公立大学法人熊本県立大学より別紙のとおり届け出がありました。

つきましては、役員の報酬等の変更基準について、地方独立行政法人法(以下、「地独法」)第56条第1項の規定により準用する同法第49条第1項の規定により通知します。

なお、本件の届出に関しては、地独法第56条第1項の規定により準用する同法第49条第2項の規定により、次回の公立大学法人評価委員会に諮ることを申し添えます。

熊県大第361号

平成31年(2019年)1月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

公立大学法人熊本県立大学

理事長 白石 隆



役員の報酬及び職員の給与の基準変更に係る届出について

このことについて、別紙のとおり基準を変更したので、地方独立行政法人法第56条第1項の規定により準用する同法第48条第2項及び同法第57条第2項の規定により届け出ます。



役員及び職員の給与の改定について

1 改正内容

熊本県、国の改定に準じ、以下の改定を行う。

(1) 月例給

民間給与との較差(0.19%)解消のため、教育職基本給表及び事務職基本給表の水
準を引き上げるとともに(各級号給の引上額は国に準拠)、以下1(2)のとおり子に
係る扶養手当の手当額を引き上げる。

(2) 扶養手当

平成32年3月31日までの間における特例のうち、平成30年4月1日から平成
31年3月31日までの間の子に係る手当の月額(職員に配偶者が不在の場合の扶養親
族1人に係る手当額を除く。)を1人につき8,000円から8,300円に改正する。

(3) 初任給調整手当

対象：医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難
と認められる職で理事長が別に定めるもの。

規則上の限度額を50,700円から50,800円に改定する。

(4) 期末勤勉手当

ア 平成30年12月期の支給割合

(ア) 再雇用職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.9月分から0.95月分(特定幹部職員については
1.1月分から1.15月分)とする。

(イ) 再雇用職員

勤勉手当の支給割合を0.425月分から0.475月分(特定幹部職員につい
ては0.525月分から0.575月分)とする。

(ウ) 役員

期末手当の支給割合を1.725月分から1.775月分とする。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

(ア) 再雇用職員以外の職員

期末手当の支給割合を、6月については1.225月から1.3月分(特定幹部
職員にあっては、1.025月分から1.1月分)、12月については1.375月から
1.3月分(特定幹部職員にあっては、1.175月分から1.1月分)とする。

また、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を、それぞれ0.9
月分から0.925月分(特定幹部職員にあっては、1.1月分から1.125月分)
とする。

(イ) 再雇用職員

期末手当の支給割合を、6月については0.65月から0.725月分(特定幹
部職員にあっては、0.55月分から0.625月分)、12月については0.8月から
0.725月分(特定幹部職員にあっては、0.7月分から0.625月分)とする。

また、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を、それぞれ0.425
月分から0.45月分(特定幹部職員にあっては、0.525月分から0.55月分)
とする。

(ウ) 役員

期末手当の支給割合を、6月については1.575月から1.675月分、12月については1.725月から1.675月分とする。

2 実施時期等

1 (1)、(2)及び(3)については平成30年4月1日、1 (4)アについては平成30年12月1日、1 (4)イについては平成31年4月1日とする。

なお、1 (1)による給料表の改定に伴い、給与制度の総合的見直しによる経過措置の対象外となる者については、不利益遡及しないために、次の措置を講じる。

<措置>

改定後の給料表の給料月額と平成28年3月31日において受けていた給料月額との差額が2,500円(再任用職員にあっては、2,000円)以下となる職員については、給料表の改定の適用日を平成31年1月1日とする。

平成30年度 給与改定のお知らせ

平成30年12月
総務部人事課

平成30年11月定例県議会において給与関係条例が改正され、併せて関係規則が改正されました。このことにより、平成30年4月1日（別に施行日を記載しているものを除く。）に遡って給与改定が実施されることとなりました。

給与改定の内容については、以下のとおりです。

1 給料表

別添1のとおり改定。

【給料表改定に伴う平成28年給料減額改定に係る激変緩和措置（※）の特例】

- ・平成28年給料減額改定に係る激変緩和措置を受けている職員の中には、今回の給料表の改定に伴い当該措置の対象外となる場合があります。
- ・この場合、不利益（激変緩和措置の終了）が遡及しないよう、当該職員の改定後の給料表の適用は平成31年1月1日からとなり、1月以降は改定後の給料月額が支給されます。

※ 給料表の給料月額が平成28年3月31日において受けていた給料月額に達しない職員（当該差額が2,500円（再任用職員は2,000円）を超える職員に限る。）には、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間、当該差額の3分の2に相当する額を給料として支給する。

2 扶養手当

平成30年度における子に係る手当額を引上げ。

1人につき月額（改定前）8,000円 → （改定後）8,300円

※職員に配偶者がいない場合の子1人に係る手当額（10,000円）は変更なし。

（参考）今回及び平成28年度の改定に基づく手当額（経過措置）

扶養親族の区分	年度	平成30年度 (改定後)	平成31年度
	配偶者		10,000円
子		8,300円	10,000円
父母等		6,500円	6,500円
配偶者がいない場合	子	10,000円	上記「子」又は「父母等」のとおり
	父母等	9,000円	

3 初任給調整手当

別添2のとおり改定。

※対象は医師・歯科医師及び獣医師

4 宿日直手当

宿日直手当の額を、次のとおり改定。

※職員が正規の勤務時間以外の時間及び休日等において、次のような断続的な勤務を行う場合に時間外勤務手当ではなく本手当を支給。

勤務内容（主なもの）	改定内容
・本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備等の保全、外部との連絡等を目的とする勤務	勤務1回につき4,200円 →（改定後）4,400円
・本庁における災害発生に係る緊急業務に関する情報連絡等のための当直勤務	勤務1回につき5,900円 →（改定後）6,100円
・警察学校その他の教育又は研修の機関における生徒等の生活指導等のための当直勤務	
・福祉総合相談所又は清水が丘学園における入所者の生活指導等のための当直勤務	
・警察本部等における警備又は事件の捜査、処理等のための当直勤務	勤務1回につき7,200円 →（改定後）7,400円
・全寮制の高等学校における県立学校管理規則に規定する舎監の勤務	
・医師の当直勤務	勤務1回につき20,000円 →（改定後）21,000円

※ 勤務時間が5時間未満の場合の手当額は、上記の額に100分の50を乗じて得た額

5 期末手当・勤勉手当

支給割合を次のとおり改定。

【平成30年12月期】

- | | | |
|------------------------|----------|-------------------|
| ① 一般の職員の勤勉手当 | 0. 90月分 | → <u>0. 95月分</u> |
| （特定幹部職員の勤勉手当） | 1. 10月分 | → <u>1. 15月分</u> |
| ② 再任用職員の勤勉手当 | 0. 425月分 | → <u>0. 475月分</u> |
| ③ 特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当 | 1. 650月分 | → <u>1. 700月分</u> |

【平成31年6月期及び12月期】

6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ均等に配分する。

年間の支給割合は平成30年度改定後と同じ。

(参考) 期末手当・勤勉手当の支給割合

一般職員 ※()内は特定幹部職員

	改定前		平成30年度改定後		平成31年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	1. 225 (1. 025)	1. 375 (1. 175)	(改定なし)		<u>1. 3</u> <u>(1. 1)</u>	<u>1. 3</u> <u>(1. 1)</u>
勤勉手当	0. 9 (1. 1)	0. 9 (1. 1)	0. 9 (1. 1)	<u>0. 95</u> <u>(1. 15)</u>	<u>0. 925</u> <u>(1. 125)</u>	<u>0. 925</u> <u>(1. 125)</u>
合計	4. 4		<u>4. 45</u>		4. 45	

再任用職員 ※()内は特定幹部職員

	改定前		平成30年度改定後		平成31年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	0. 65 (0. 55)	0. 8 (0. 7)	(改定なし)		<u>0. 725</u> <u>(0. 625)</u>	<u>0. 725</u> <u>(0. 625)</u>
勤勉手当	0. 425 (0. 525)	0. 425 (0. 525)	0. 425 (0. 525)	<u>0. 475</u> <u>(0. 575)</u>	<u>0. 45</u> <u>(0. 55)</u>	<u>0. 45</u> <u>(0. 55)</u>
合計	2. 3		<u>2. 35</u>		2. 35	

特定任期付職員及び任期付研究員

	改定前		平成30年度改定後		平成31年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	1. 65	1. 65	1. 65	<u>1. 7</u>	<u>1. 675</u>	<u>1. 675</u>
合計	3. 3		<u>3. 35</u>		3. 35	

特別職(知事、副知事、教育長、常勤監査委員、病院事業管理者及び議員)

	改定前		平成30年度改定後		平成31年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	1. 575	1. 725	1. 575	<u>1. 775</u>	<u>1. 675</u>	<u>1. 675</u>
合計	3. 3		<u>3. 35</u>		3. 35	

6 夜間看護手当(特殊勤務手当)

こども総合療育センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師の夜間看護手当の額を上げ。
[平成31年1月1日施行]

- (1) 正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日午前5時の間)の全部を含む勤務である場合
1回につき(現行)6,800円 → (改定後)7,300円
- (2) 正規の勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合
 - ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合
1回につき(現行)3,300円 → (改定後)3,550円
 - イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合
1回につき(現行)2,900円 → (改定後)3,100円
 - ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合
1回につき(現行)2,000円 → (改定後)2,150円

7 差額支給

上記1~5の遡及改定に伴い、平成30年4月~12月の間の差額が支給されます。

支給日：平成30年12月28日(金)

※平成30年6月期・12月期における勤勉手当の成績率について

- 給与改定に伴い、成績率の算定基礎が変更となりましたので、平成30年6月期・12月期の成績率が以下のとおり変更されます。(職員自身の成績率は、庶務事務システムにおいて確認することができます。)

【6月期】

区 分	成 績 区 分				
	上位成績区分		良好 (標準)	下位成績区分	
	特に優秀	優 秀		やや良好 でない	良好でない
特定幹部職員	1.261 (1.258)	1.180 (1.179)	1.100 (同上)	0.850 (同上)	0.750 (同上)
一般の職員	1.061 (1.058)	0.980 (0.979)	0.900 (同上)	0.700 (同上)	0.600 (同上)
再任用職員	-	-	0.425 (同上)	0.345 (同上)	0.320 (同上)

※ ()内は給与改定前の成績率(12月期も同様)

※この他、蒲島賞受賞者については、別途加算されています。

【12月期】

区 分	成 績 区 分				
	上位成績区分		良好 (標準)	下位成績区分	
	特に優秀	優 秀		やや良好 でない	良好でない
特定幹部職員	1.310 (1.248)	1.230 (1.174)	1.150 (1.10)	0.850 (同上)	0.750 (同上)
一般の職員	1.110 (1.048)	1.030 (0.974)	0.950 (0.90)	0.700 (同上)	0.600 (同上)
再任用職員	-	-	0.475 (0.425)	0.345 (同上)	0.320 (同上)

- なお、12月28日(金)の差額支給における勤勉手当としては、給料表改定に伴う勤勉手当基礎額の増の他、成績区分により次の差額が支給されます。

<6月期>

- ・「上位成績区分」該当者の加算成績率の改定分

<12月期>

- ・「上位成績区分」及び「良好(標準)」該当者の支給割合の増加分(0.05月)
- ・「上位成績区分」該当者の加算成績率の改定分

(参考) 勤勉手当の支給額

$$\boxed{\text{支給額}} = \boxed{\text{勤勉手当基礎額}} \times \underbrace{\boxed{\text{成績率}} \times \boxed{\text{期間率}}}_{\text{支給率}}$$

- ・庶務事務システムに表示される「支給率」は、「成績率」と「期間率」を乗じたもの。
(勤勉手当成績率照会画面に表示)
- ・「期間率」は、判定期間の勤務期間により決定されるもの。
(休職、育休、欠勤等がなければ期間率は100/100)

特別職の職員の給与に関する法律の 一部を改正する法律(平成30年法律第83号)の概要

- 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

1 月例給の改定【平成30年4月から改定】

秘書官の俸給月額を、一般職の一般の職員に準じて、400円の引上げを基本に改定

※ 内閣総理大臣等の俸給月額については改定なし

2 特別給(ボーナス)の改定【平成30年12月期から改定】

内閣総理大臣等の特別給を、一般職の指定職職員に準じて改定
年間3.30月分 → 3.35月分(0.05月分引上げ)

※ 秘書官の特別給は、一般職の一般の職員の例によることとされている
年間4.40月分 → 4.45月分(0.05月分引上げ)

3 施行期日

公布の日 (一部の規定は平成31年4月1日)